

# 弘前大学農学生命科学部同窓会

## 令和5－6年度 臨時総会

総会開催期間：令和6年2月（紙上開催）

### 会議次第

開会

会長挨拶： 紙上開催のため省略

来賓祝辞： 紙上開催のため省略

議案

- 1 弘前大学農学生命科学部同窓会規約の改正について

閉会

# 議案.1 弘前大学農学生命科学部同窓会規約の改正について（令和6年度以降の会費の徴収方法および申し合わせの変更）

## 1 経緯

令和6年4月から弘前大学は弘前大学校愛会事業を開始する。学生・卒業生とのネットワーク形成を図ることを目的とした同事業は、弘前大学が主体となって寄附金および大学の予算で専任組織を設置して運営する。令和6年4月以降入学の全新入生を一般会員、学部同窓会単位で参画する同窓会の会員のうち希望者は特別会員とし、寄附金や校愛会会員名簿の管理は同会の専任組織が行い、従前の学部同窓会の活動を予算も含めて支援するとのことである。同事業に参画する学部同窓会は、会費制から税の寄附金控除の対象となる寄附金制度へ移行する。

このことについて、弘前大学農学生命科学部同窓会令和5-6年度総会において、学部同窓会の単位で弘前大学校愛会事業へ参画することが全会一致で承認された。同時に、必要な本会規約の改正案、規約改正のための総会開催方法の検討について会長および事務局へ一任された。

## 2 改正の内容

上記1をうけて、会長および事務局により規約の改正を要する事項を点検し、次の2点について修正することとした。

### (1) 第11条について

これまで、入会費として学部または大学院の新生（準会員）に依頼していた入会費10,000円の納入を、令和6年度以降の新生には依頼しない。また、正会員に依頼していた正会費年額3,000円の納入については、相当額を弘前大学校愛会への寄附金として納入いただくことを想定し、令和6年度以降は依頼しない。新たに、弘前大学からの支援金を本会の経費に加える。

### (2) 申し合わせについて

申し合わせ事項の1にある特別会員、正会員の逝去に際しての弔電について、葬儀のあり方が変容し、事実上運用が困難な状況になりつつあることを踏まえ削除する。

## 3 同窓会規約（第11条）改正案

第11条	
改正案	<p><b>第11条</b> 本会の会計年度及び経費は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 会計年度は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。</li><li>2 本会の経費は以下をもって充てる。<ol style="list-style-type: none"><li>イ 校愛会への寄附金の一部</li><li>ロ 弘前大学からの支援金</li></ol></li></ol>

	<b>ハ その他の寄附金</b>
改正前	<p>第 11 条 本会の会計年度及び経費は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計年度は 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年間とする。</li> <li>2 本会の経費は会費及び寄附金をもって充てる。</li> <li>3 会費は入会費と正会費とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 入会費 10,000 円（学部または大学院入学時納入）</li> <li>ロ 正会費 年額 3,000 円（正会員）</li> </ol> </li> </ol> <p><b>付則(適用期日)</b></p> <p>正会費の規定は、令和 3 年 4 月 1 日より適用し、それまでの間は従前（2 年間 5,000 円前納）のとおりとする。</p>

<b>申し合わせ事項</b>	
改正案	<p><b>申し合せ事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学部中退者で希望者は正会員とする。</li> </ol>
改正前	<p>申し合せ事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別会員、正会員が逝去した場合、弔電をもって弔意を表する。</li> <li>2. 学部中退者で希望者は正会員とする。</li> </ol>